

観光PRキャラクター宣伝活動業務仕様書

1 業務の名称

観光PRキャラクター宣伝活動業務

2 業務の概要・目的

鹿児島市観光PRキャラクター「西郷どん」を活用し、市内のイベント等での観光PR等を実施するほか、SNSでの効果的な情報発信により観光客のさらなる誘客を促進する。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 PR素材（貸与物品等）

- ・観光PRキャラクター「西郷どん」着ぐるみ一式 2体（別添資料参照）
- ・観光PRキャラクター「西郷どん」パペット 1体（別添資料参照）
- ・観光PRキャラクター「西郷どん」イラスト a i ・ j p g ファイル（別添資料参照）

5 業務の内容

(1) 「西郷どん」の着ぐるみを活用した観光PR等

①業務内容

- ・市内へ訪れた観光客へのおもてなしや、市内でのイベント等における本市魅力のPR

②人員体制

- ・鹿児島市が貸与する「西郷どん」の着ぐるみを着て観光PR等を実施する者 1名
- ・「西郷どん」と一緒に観光PR等の補助を行う者 1名
- ・上記のほか業務遂行に必要な者

③活動日数

- ・市内28日以上

④活動場所

- ・鹿児島市が指定するイベント等
- ・本市観光PRに資する場所

⑤活動内容

- ・着ぐるみ等を活用し、キャラクターへの愛着や本市への興味・関心を高めるための各種演出や情報発信による観光PR

(2) 公式アカウント（インスタグラム、X）を使用したSNS運用

①業務内容

- ・「5 業務の内容(1) 「西郷どん」の着ぐるみを使用した観光PR等」による投稿
- ・鹿児島市が指定する観光関連情報等に「西郷どん」のパペットやイラスト等を活用して制作した投稿素材による投稿

②使用するアカウント

- ・鹿児島市が供する観光PRキャラクター公式アカウント

(インスタグラム「@saigoudon_official」、X「@saigou_official」)

③投稿素材の制作

- ・これまでの投稿の構成やデザインにあわせて投稿素材を制作すること

④フォロワーの獲得

- ・観光客や県外居住者を含むフォロワーを獲得すること

⑤その他

- ・SNSの運用及びイラストの使用等に関しては、市との間に別途締結する覚書に基づいて実施すること
- ・投稿記事は、市観光サイト（かごしま市観光ナビ）への遷移を図ること

(3) 「西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクト推進事業」（以下「西郷プロジェクト」という。）の実施に向けた機運醸成を図るためのPR

- ・西郷プロジェクトの実施に向けた機運醸成を図るため、5(1)及び(2)をはじめとした事業活動の中でPRを行うこと。

【参考】西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクト推進事業

令和9年度の西郷隆盛生誕200年（2028年1月23日）、没後150年（2027年9月24日）を契機に、官民一体となって誘客等につながる施策を実施する。

実施期間：令和8年度～9年度

(4) 効果検証

- (1)、(2)の実施内容に対する効果検証

(5) その他業務

①労務管理に関すること

人員の募集、給与及び諸手当の支給、ユニフォームの制作、サービス管理及び業務進行管理

②スタッフの移動に関すること

③交通費等の整理

④着ぐるみのメンテナンス

メンテナンス（年1回程度）の実施、クリーニングの実施（定期的）、バッテリー等備品の購入

⑤関係機関等との連絡調整に関すること

⑥市内の主要観光地における使用許可に関する諸手続

⑦(1)、(2)及び(3)の業務に関する活動状況に関する報告書の作成

⑧その他業務を遂行するために必要な業務

6 再委託

受注者は、鹿児島市と協議のうえ、一部の業務について再委託することができる。

7 調査・報告

鹿児島市は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

8 留意事項

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報等（個人情報含む）を本業務においてのみ使用することとし、

これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (2) 受注者は、成果物に含まれる著作権等の権利関係について鹿児島市の使用における許諾を行い、鹿児島市の定める利用方法等において使用可能となるための措置を講ずるものとする。
- (3) 本業務に関する内容については、本実施要領によるほか、契約後詳細な打合せにより、受注者の提案内容にできるだけ沿って、鹿児島市及び受注者双方合意の上、決定するものとする。
- (4) 受注者は、透明性、公平性を確保して業務にあたること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、鹿児島市と受注者が協議して定めるものとする。
- (6) 受注者の負担する経費は全て委託料に含むものとする。
- (7) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止した日の属する年度の終了後、5年間これを保存しておかなければならない。